

平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年9月18日

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第108号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第3	議案第109号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第4	議案第110号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第5	議案第111号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第6	議案第112号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第7	議案第113号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第8	議案第114号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第9	発議第3号	飛騨市職員への懲戒処分に関する調査決議

本日の会議に付した事件

第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第108号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第3	議案第109号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第4	議案第110号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第5	議案第111号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第6	議案第112号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第7	議案第113号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第8	議案第114号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第9	発議第3号	飛騨市職員への懲戒処分に関する調査決議

○出席議員(15名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	欠菅	藤沼	明良	員彦
5番	内森	海下	真	郎次
6番	欠谷	口木	希幸	員子
7番	天葛	谷下	寛博	男徳
8番	山池	田山	寛恵	文一
9番	籠			子美
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	野小	村倉	重孝	昭文
代表監査委員	野石	村腰	久	徳豊
会計管理者	水藤	上井	雅義	廣昌
総務部長	谷柏	澤木	敦雅	子行
財政課長	青木	木向	孝	則光
教育委員会事務局長	沢川	之上	清	秋
企画商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

(開議 午後 3 時 13 分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は、全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 6 番、後藤和正君、8 番、菅沼明彦君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 108 号 平成 27 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 3 号）
から

日程第 8 議案第 114 号 平成 27 年度飛騨水道事業会計補正予算（補正第 2 号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 108 号、平成 27 年度飛騨市一般会計補正予算、補正第 3 号から、
日程第 8、議案第 114 号、平成 27 年度飛騨水道事業会計補正予算、補正第 2 号まで
以上 7 案件を、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

これら 7 案件につきましては予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配
付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査
の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会
でありましたので、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員長報告は省略をしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

それではこれより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論に入りますが、こ
れら 7 案件については、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をい
たします。採決は一括して行います。議案第 108 号から議案第 114 号までの 7 案件
については、いずれも委員長の報告は可決であります。これら 7 案件は、委員長報告の
とおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１０８号から議案第１１４号までの７案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第９ 発議第３号 飛騨市職員への懲戒処分に関する調査決議

◎議長（葛谷寛徳）

日程第９、発議第３号、飛騨市職員への懲戒処分に関する調査決議を議題といたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

９番、内海良郎君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

○９番（内海良郎）

本件につきましては、私は当時、関係部署に所属しておりましたので、退席を願いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

ただ今、内海議員より退席の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

それでは提出者の説明を求めます。

〔１７番 籠山恵美子 登壇〕

○１７番（籠山恵美子）

今回の発議は大変重要な中身ですので、緊急動議とせずに事前に発議案を通告しましたので、読み上げます。

飛騨市職員への懲戒処分に関する調査決議。地方自治法第１００条第１項の規定により、次のとおり飛騨市職員への懲戒処分に関する調査を行うものとする。

１、調査事項、（１）元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざん及び管理不足に対する懲戒処分に関すること。（２）神岡町公民館の指定管理下における不適切な利用に対する懲戒処分に関すること。

２、特別委員会の設置、本調査は、地方自治法第１０９条及び委員会条例第６条の規定により、委員８人で構成する飛騨市職員への懲戒処分に関する調査特別委員会を設置し、これに付託をして行う。

３、調査権限、本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項（及び同法第９８条第１項）の権限を飛騨市職員への懲戒処分に関する調査特別委員会に委任する。

４、調査期限、飛騨市職員への懲戒処分に関する調査特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

５、調査経費、本調査に要する経費は、１０万円以内とする。

平成２７年９月１８日提出。飛騨市議会議員、籠山恵美子。賛成者、飛騨市議会議員、池田寛一。賛成者、飛騨市議会議員、山下博文。

提案理由、平成２３年１１月２９日付新聞報道によって、元職員（前飛騨市議）の履歴捏造が発覚した。

飛騨市は履歴捏造に関わった職員を平成２７年８月２８日付で懲戒処分したが、捏造した人事履歴のデータの改ざん・入力に関しては、いまだ真相があきらかになっていない。

加えて、履歴捏造・データ改ざんを依頼した前市議は議員辞職したため、事実解明が進まず、市民から議会の責任が強く問われている。

また、平成１８年度から平成２５年度まで神岡町公民館の指定管理者であった神岡商工会議所に関する事務処理が不適切であったため、市に損害を与えたとして、市はその事務手続きに関わった職員を懲戒処分した。

しかし、事実経過については市と会議所の主張が大きく食い違っており、数多くの疑義が生じている。

よって、事実解明を強く要望する市民の付託に応え、市議会に対する市民の信頼を回復することを目的として、地方自治法第１００条第１項に基づく調査を実施し、再発防止に役立てるものである。以上です。

〔１７番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで提出者の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております発議第３号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって発議第３号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。これで自由討議を終結し、これより討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

〔１０番 森下真次 登壇〕

○１０番（森下真次）

私は発議第３号、飛騨市職員の懲戒処分に関する決議に反対の立場で討論します。

調査事項の（１）元職員の履歴関係、（２）神岡町公民館関係ともに市は時間をかけて

調査されています。また、(1) 元職員の履歴関係は監査委員に議会より調査を依頼してその報告を受けています。これらの調査は公明正大に実施されその結果もすべてと確信しています。よって、発議第3号の調査は不要と考え反対いたします。

〔10番 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論はありませんか。

〔16番 池田寛一 登壇〕

○16番（池田寛一）

私はこの発議に賛成の立場で討論を行います。今朝の新聞に税理士資格のない女性が複数の団体の税務書類を作成し報酬を受けていたと。そういう報道がありました。詐欺要件として書類送検されたということです。

私は、今年度議会から選出の監査委員を拝命しております。この監査委員という職務は議会に決算資料等で示されます所領よりもさらに深い部分まで目を配らなければならない職務であり、個人情報も自然と目に入ってきます。ですから、一般的には監査委員が質疑や質問を行うということはふさわしくないというようなそういうこともあります。しかし、今回の問題は、こういったものとは質が違うと思い、賛成者としての討論をしたいと思います。

この監査の役目というのは、疑問があれば代表監査員から厳しい指摘があります。そんな中で、職員が質の高い仕事を目指し、そういった姿。

また、経費を安く抑えるための努力、こういったことがなされている姿も十分に理解できます。決裁が必要な仕事については当然、上からの指示があつて初めて行動を起せるものと認識をしております。その仕事の結果の良し悪しについては、当然部下ではなく、指示を出したものが責任を取るのが社会通念上の在り方であろうと私は思います。

自治法上、退職した者の責任が問えないというそういったことは自治法の改正も必要な問題にもなっておりまいます。そういったことまで私たちも考えていかなければならないという問題だと思ひます。

また、神岡商工会議所の問題についてもお互いに取り交わした約束ごとの書類が残っていないことなど、行政としてはあり得ないと考えております。

私たちがこの特別委員会を設置して調査をしたとしても、行政が出した結果が変わるという保証はありません。しかし、やってみなければ分からない。多くの市民がこの100条委員会の設置を望んでおります。議会の信頼回復のためにもどうか全会一致で可決して速やかに行動を起こすことを望み、賛成討論といたします。

〔16番 池田寛一 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に反対討論はありませんか。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○ 2 番（中嶋国則）

私は、反対の立場で討論します。

元職員の履歴問題については、問題が発覚した平成 23 年度において飛騨市議会が、監査委員に対して監査請求を出されました。

「履歴に書かれている内容は真実であるかどうか、また、履歴に関する事務手続きは適正だったのか」について、監査委員から報告された内容は、皆様ご承知のとおりであります。

監査委員報告によれば、「実際には発令されていない兼務辞令を人事給与システムの履歴書に加筆するという、不適切な事務処理が行われていた」ことが確認されています。

その後、市当局においても、慎重に、慎重を重ね、書類調査や当時者からの事情聴取がされました。その結果、以前に議会が監査委員から報告を受けたものと比べて、事件の真相を左右するような新たな事実は見つかっておりません。

さらには、その結果については市が議会やマスコミを通じて、全てを市民に明らかにされたところです。つまり、市当局が「全ての真相を市民に明らかにする姿勢」を貫かれて、調査をしても、監査結果とは異なる新たな事実は見つからなかったものです。

私は、これまでの監査及び市当局の調査は、法令等に基づき、慎重かつ合理的に行われた結果であり、これ以上、新たな事実が出てくるとした合理的な理由がない事件に対し、100条調査権を行使することは、市民のさらなる不合理な不信感をさらに助長することにならないかと懸念をいたします。先ほど、池田議員から、「調査はやらなければ解らない」とおっしゃいましたけれども、今申し上げましたように、市民のさらなる不合理な不信感を助長するだけではないかと思ひ反対します。

一方、商工会議所に係る事件です。

第1に、神岡町公民館指定管理において神岡商工会議所が不適正な会計処理をした問題。第2に、平成18年4月1日に市と神岡商工会議所で締結された不適正な区分賃貸借契約の問題があります。

会計処理の問題は、神岡商工会議所は市との協定に違反し、公民館内の一部の部屋を転貸し、不当に利得を得ていたものです。これは、既に神岡商工会議所と市の協定書からも神岡商工会議所の協定違反による不当利得であることは明らかになっています。

もう一つの不適切な区分賃貸借契約については、本年6月の全員協議会において、平成18年4月当時には、市役所の幹部職員であった神岡商工会議所専務理事が「補助金返還による財産処分をしているから、市との区分賃貸借契約は何ら問題がない」旨の主張をされたと記憶しています。

そして、本議会においても籠山議員はそのような旨の主張をされて、「補助金を返したから、賃貸借契約は問題ない。さらには、平成18年4月には地方自治法が改正されたから問題ない」と強調されました。しかし、平成18年4月の時点では、地方自治法の一部改正が施行されておらず、行政財産の貸付は適正ではなかったこと。さらには、商

工会議所が使用している一部は、補助金返還していないことも、この本議会で明らかにされました。

そもそも、「補助金適正化法上の財産処分をしたから、行政財産ではない。だから公民館を出ていく理由にならない」とする神岡商工会議所専務理事が全員協議会でされた主張は、地方自治の根幹を定める地方自治法を歪曲した極めて適正を欠く勝手な解釈によるものです。

本来、商工会議所は、法令遵守のもとで、経営指導を行うべき社会に重大な影響を与える公益的な機関です。

今回の神岡商工会議所に係る事件は、神岡商工会議所組織全体というより、その運営を担う事務局の責任が大きいと私は認識しております。

籠山議員は、神岡商工会議所事務局に同調されたように、正当化する法律上の根拠をもたない主張をされて、これまでも展開をされてきました。これは、市民にとって公正でない疑念を与えかねないものではないでしょうか。

本来議員は、地方自治法をはじめ、法令遵守に基づき、公正で公平な姿勢と品格が求められていると考えます。また、今回の適性を欠く、賃借料計算に伴い、市がこうむった損害賠償についても、市当局では現在、顧問弁護士と検討中とのことです。

こうした状況からも、現時点では、100条委員会を設置する時期ではないと私は考えます。

以上、申し上げましたように反対討論とします。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

次に賛成討論はありませんか。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

私は、発議3号の賛成者ですので、もちろんこの賛成の立場で討論を行います。

いわゆる100条委員会。これにはご案内のとおりですが、地方自治法100条に基づき、地方議会が設置する調査特別委員会であります。自治体の長や議員に疑惑や不祥事が生じた場合に真相を究明するために開くものです。関係者の出頭や証言、記録提出に請求する調査権限があり、通常の委員会よりも大きな強制力を持ち、正当な理由がなく証言を拒否したり、虚偽の証言をしたりした場合は、禁固刑や罰金刑などの罰則があります。ご案内のとおりであります。

今議会で、5人の議員がこの職員の懲戒処分についていろんな角度で一般質問をしました。しかしながら、各議員が考えておりました質問に対し不十分な答弁が多く、真相究明にほど遠いものでありました。

結局、元職員が議員辞職のため事実解明ができないこと。履歴の捏造を指示した者。直接、履歴の捏造に携わった者。これは不明のままです。

井上市長は、「古川役場は不正とは縁遠い、町民本位の立場で町民の信頼を得ていたと思っていた。合併直前になって全てが台無しになるような行為が行われていたとは大変残念であり、皆様に申し訳ない。今はどれだけでも早く市民に信頼される市役所にするのが私の使命と責務」と答弁しております。

市民が今求めていることは事実の解明です。単にここだけなんです。真相の追及なんです。市民の信頼に応えるためには市長が先頭に立って、真相解明にあたることだというふうに思います。

古川の議員の皆さんに訴えたい。あなた方が生まれこれまで育ってきたこの町で不幸な出来事が、こういう出来事をあなた方が解明しなければ誰がするんですか。議会も今こそひとつになって真相、事実解明に取り組みましょう。

以上で私の討論を終わります。

〔１５番 山下博文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論はありませんか。これで討論を終結し、これより採決をいたします。発議第３号のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立少数であります。よって、発議第３号は否決されました。着席をお願いします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後３時３９分 再開 午後３時３９分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りいたします。９月１９日から９月２９日までの１１日間は委員会審査等のため本会議を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、９月１９日から９月２９日までの１１日間は、本会議を休会することに決定いたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。次回の会議は9月30日、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 散会 午後3時40分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（6番）

後藤 和正

飛騨市議会議員（8番）

菅沼 明彦